

令和 8 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 13 号	繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書並びに予 算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 14 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
〃 第 15 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	25
〃 第 16 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告に ついて……………	33
〃 第 17 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告につい て……………	48
〃 第 18 号	市長専決処分の報告について……………	67
〃 第 19 号	市長専決処分の報告について……………	72
〃 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	74
〃 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	76
〃 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	78
〃 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	80
〃 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	82
奈良市議案第 53 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	84
〃 第 54 号	令和 8 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）……………	89
〃 第 55 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ いて……………	105
〃 第 56 号	奈良市税条例の一部改正について……………	106
〃 第 57 号	奈良市都市公園条例の一部改正について……………	113
〃 第 58 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい て……………	115
〃 第 59 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	117
〃 第 60 号	財産の取得について……………	118
〃 第 61 号	財産の処分について……………	119
〃 第 62 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法について……………	121

奈良市議案第 63 号	教育委員会の委員の任命について……………	123
〃 第 64 号	農業委員会の委員の任命について……………	125
〃 第 65 号	農業委員会の委員の任命について……………	127
〃 第 66 号	農業委員会の委員の任命について……………	129
〃 第 67 号	農業委員会の委員の任命について……………	131
〃 第 68 号	農業委員会の委員の任命について……………	133
〃 第 69 号	農業委員会の委員の任命について……………	135
〃 第 70 号	農業委員会の委員の任命について……………	137
〃 第 71 号	農業委員会の委員の任命について……………	139
〃 第 72 号	農業委員会の委員の任命について……………	141
〃 第 73 号	農業委員会の委員の任命について……………	143
〃 第 74 号	農業委員会の委員の任命について……………	145
〃 第 75 号	農業委員会の委員の任命について……………	147
〃 第 76 号	農業委員会の委員の任命について……………	149
〃 第 77 号	農業委員会の委員の任命について……………	151
〃 第 78 号	農業委員会の委員の任命について……………	153
〃 第 79 号	農業委員会の委員の任命について……………	155
〃 第 80 号	農業委員会の委員の任命について……………	157
〃 第 81 号	農業委員会の委員の任命について……………	159
〃 第 82 号	農業委員会の委員の任命について……………	161

繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和7年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和7年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 4 令和7年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和7年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

令和7年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	215,000,000	209,940,000
		庁舎等施設整備事業	59,677,000	55,387,000
		スポーツ施設整備事業	476,700,000	476,700,000
	2. 企画費	エネルギー政策経費	32,000,000	3,800,000
		防災対策経費	103,920,000	103,920,000
		なら100年会館運営管理経費	14,850,000	—
		文化振興施設整備事業	4,800,000	—
	3. 徴税費	賦課事務経費	4,158,000	4,158,000
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	17,053,000	17,053,000
	3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰支援給付金事業経費	1,960,000,000
高齢者福祉施設整備事業			30,920,000	30,243,000
社会福祉施設整備事業			3,263,000	—
障害者福祉施設整備事業			66,000,000	55,000,000
2. 児童福祉費		物価高対応子育て応援手当支給事業経費	23,920,000	23,915,000
		児童福祉施設整備事業	97,034,000	93,184,000
		認定こども園施設整備事業	3,000,000	759,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	墓地火葬場管理経費	6,500,000	—
		保健衛生施設整備事業	104,300,000	83,300,000
	3. 清掃費	クリーンセンター建設準備経費	61,000,000	61,000,000
		清掃施設整備事業	73,969,000	19,903,000

繰越明許費繰越計算書

既収入特定財源	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	未 収 入 特 定 財 源			
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円 209,940,000
		5,900,000		49,487,000
	④ 100,000,000	339,400,000		37,300,000
	④ 1,900,000			1,900,000
	④ 48,000,000			55,920,000
				—
				—
				4,158,000
	④ 17,053,000			—
	④ 1,411,732,000			—
	④ 30,243,000			—
				—
		55,000,000		—
	④ 23,915,000			—
	④ 62,316,000 ④ 15,578,000	12,200,000		3,090,000
				759,000
				—
		74,900,000		8,400,000
				61,000,000
				19,903,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
6. 農 林 水産業費	1. 農 林 費	特産団地育成経費	79,090,000 ^円	79,090,000 ^円
		土地基盤整備事業	44,500,000	44,436,000
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	776,000	776,000
		林道施設整備事業	9,350,000	9,350,000
7. 商 工 費	1. 商 工 費	中小企業振興対策経費	35,000,000	35,000,000
8. 観 光 費	1. 観 光 費	観光施設整備事業	130,150,000	130,150,000
9. 土 木 費	2. 道 路 橋 梁 費	道路管理経費	28,000,000	28,000,000
		道路橋梁維持補修経費	18,000,000	13,325,000
		道路橋梁新設改良事業	2,190,887,000	1,790,809,000
	3. 河 川 費	河川堤防改修事業	37,000,000	28,500,000
	4. 都 市 計 画 費	都市計画事務経費	21,770,000	18,470,000
		バリアフリー基本構想策定経費	11,473,000	11,473,000
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000,000	10,000,000
		街路事業	813,928,000	767,376,000
		J R 奈良駅付近連続立体交差事業	397,547,000	305,653,000
		公園事業	368,683,000	267,140,000
		駐車場整備事業	9,600,000	9,600,000
	6. 住 宅 費	公営住宅整備事業	142,100,000	89,603,000
	10. 消 防 費	1. 消 防 費	消防施設整備事業	705,888,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑧ 79,090,000			—
	⑧ 26,500,000			17,936,000
	⑧ 776,000			—
	⑧ 3,272,000	5,400,000		678,000
	⑧ 17,500,000			17,500,000
		117,100,000		13,050,000
	⑧ 14,000,000			14,000,000
		11,900,000		1,425,000
	⑧ 411,156,000 ⑧ 2,409,000	1,279,500,000		97,744,000
		28,500,000		—
				18,470,000
	⑧ 4,649,000			6,824,000
	⑧ 5,000,000			5,000,000
	⑧ 321,627,000	395,000,000		50,749,000
		293,200,000		12,453,000
	⑧ 15,000,000	217,100,000		35,040,000
	⑧ 4,800,000	4,800,000		—
	⑧ 53,025,000	36,500,000		78,000
		425,000,000	⑧ 108,724,000	95,252,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
11. 教育費	1. 教育総務費	中高一貫校施設整備事業	円 446,000	円 446,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	4,375,590,000	3,289,638,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	292,552,000	227,387,000
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	3,127,000	3,025,000
	5. 幼稚園費	幼稚園民間移管等準備経費	1,300,000	—
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費		915,000
社会教育施設整備事業			253,121,000	193,673,000
合		計	13,338,857,000	10,632,805,000

令和7年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	円 368,600,000	円 302,729,000
			368,600,000	302,729,000
合		計	368,600,000	302,729,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円 446,000
	⑤ 65,145,000	3,136,700,000		87,793,000
		204,900,000		22,487,000
3,025,000				—
				—
				915,000
		186,400,000		7,273,000
3,025,000	2,734,686,000	6,829,400,000	108,724,000	956,970,000

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑤ 25,120,000	99,900,000		177,709,000
	25,120,000	99,900,000		177,709,000

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和7年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法施行令第18条

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	平城東配水池 施設更新工事	円 517,132,000	円 109,021,000	円	円 109,021,000
		大測配水池 法面整備工事	225,720,000	176,000,000		176,000,000
		木津浄水場 高圧受変電設備 更新工事	1,309,000,000	22,000,000		22,000,000
合	計		2,051,852,000	307,021,000		307,021,000

継続費繰越計算書

の2第1項の規定による継続費の繰越額

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円
	109,021,000	109,021,000	109,021,000	
	176,000,000	176,000,000	176,000,000	
	22,000,000	22,000,000	22,000,000	
	307,021,000	307,021,000	307,021,000	

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

令和7年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本の支出	1. 建設改良費	配水施設整備事業	円 351,770,000	円 121,982,300	円 68,986,000
		施設事業	483,137,000	164,066,658	317,236,000
		配水施設改良事業	1,177,096,000	643,624,830	367,729,000
		受託配水管改良事業	49,543,000	5,622,977	40,092,000
		東部地域建設改良事業	95,071,000	2,640,000	72,191,000
		都祁地域建設改良事業	266,140,000	111,310,584	50,142,000
合	計		2,422,757,000	1,049,247,349	916,376,000

予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の購入限度額	説明
受託負担金	損益勘定 留保資金			
円	円 68,986,000	円 160,801,700	円	地元調整に時間を要したため
	317,236,000	1,834,342		設計内容の検討及び材料調達に時間を要したため
1,223,000	366,506,000	165,742,170		関係機関及び地元調整に時間を要したため
17,160,000	22,932,000	3,828,023		随伴工事遅延のため
	72,191,000	20,240,000		材料調達に時間を要したため
	50,142,000	104,687,416		材料調達に時間を要したため
18,383,000	897,993,000	457,133,651		

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

令和7年度奈良市下水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 108,574,000	円 15,506,698	円 92,978,000
		管渠改良事業	543,746,000	182,219,808	201,390,000
		処理場建設改良事業	164,147,000	100,896,400	50,000,000
合		計	816,467,000	298,622,906	344,368,000

予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額	説 明
国庫補助金	企業債	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円 8,033,000	円 68,000,000	円	円 16,945,000	円 89,302	円	関係機関との 調整に時間を 要したため
52,569,000	117,200,000		31,621,000	160,136,192		設計内容の検 討に時間を要 したため
7,660,000	33,300,000	9,000,000	40,000	13,250,600		設計内容の検 討に時間を要 したため
68,262,000	218,500,000	9,000,000	48,606,000	173,476,094		

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和7年度事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ・再生資源収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

- し尿収集運搬及び手数料徴収業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 家庭ごみ、再生資源の収集運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃に関する業務

3. 各事業の実施事項

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、

口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	11,313件	(△6.9%)
	月平均	943件	
○従事職員数		7名	
○従事車両		6台	

② 公園・広場（グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む）、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地（グリーンサポート等を含む）	831か所	(△3.5%)
○公衆便所	1か所	(0%)
○地下道等	1か所	(0%)
○従事職員数	10名	
○従事車両	7台	

③ 家庭ごみ、再生資源の収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2,409戸	(0%)
中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	4,880戸	(0%)
月ヶ瀬・都祁地域	2,788戸	(0%)
市街地家庭系ごみ	63,000戸	(0%)
市街地再生資源	167,000戸	(0%)
○従事職員数	65名	

○従事車両

49台

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽の清掃業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け実施した。

○浄化槽清掃 3,107件 (△2.5%)

○従事職員数 2名

○従事車両 7台

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	471,781,038	518,083,697	△ 46,302,659	
未収入金	7,020,601	6,679,922	340,679	
受託事業未収金	73,448,128	73,285,829	162,299	
手数料未収金	1,587,038	1,587,626	△ 588	
前払費用	730,726	416,562	314,164	
貯蔵品	2,109,339	1,497,997	611,342	
未収還付法人税等	11,652,900	0	11,652,900	
立替金	178,740	255,698	△ 76,958	
貸倒引当金	△ 488,192	△ 485,789	△ 2,403	
流動資産合計	568,020,318	601,321,542	△ 33,301,224	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	79,782,419	83,564,416	△ 3,781,997	
建物附属設備	3,332,480	3,888,975	△ 556,495	
構築物	7,026,110	3,025,623	4,000,487	
機械器具	2	2	0	
車両運搬具	31,529,622	29,122,926	2,406,696	
什器備品	4,761,945	7,415,376	△ 2,653,431	
電話設備	755,200	944,000	△ 188,800	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	169,150,578	169,924,118	△ 773,540	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	6,000	6,000	0	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	3,624,000	698,000	2,926,000	
無形固定資産合計	3,930,000	1,004,000	2,926,000	
(3) 投資その他の資産				
出資金	140,000	140,000	0	
長期貸付金	3,396,754	3,499,128	△ 102,374	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	687,660	675,900	11,760	
投資その他の資産合計	4,234,414	4,325,028	△ 90,614	
固定資産合計	177,314,992	175,253,146	2,061,846	
資産合計	745,335,310	776,574,688	△ 31,239,378	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	6,000	0	6,000	
未払金	32,642,271	60,261,662	△ 27,619,391	
未払法人税等	70,500	21,564,500	△ 21,494,000	
預り金	7,981,820	8,130,703	△ 148,883	
仮受金	264,410	164,240	100,170	
手数料未払金	1,874,968	1,823,268	51,700	
未払消費税	12,098,000	7,030,600	5,067,400	
修繕引当金	164,200,000	163,489,500	710,500	
流動負債合計	219,137,969	262,464,473	△ 43,326,504	
2. 固定負債				
退職給与引当金	198,166,215	183,959,606	14,206,609	
固定負債合計	198,166,215	183,959,606	14,206,609	
負債合計	417,304,184	446,424,079	△ 29,119,895	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	318,031,126	320,150,609	△ 2,119,483	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	315,531,126	317,650,609	△ 2,119,483	
純資産合計	328,031,126	330,150,609	△ 2,119,483	
負債及び正味財産合計	745,335,310	776,574,688	△ 31,239,378	

損益計算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	738,581,446	740,844,265	△ 2,262,819	
浄化槽収入	56,176,440	55,116,772	1,059,668	
売上高合計	794,757,886	795,961,037	△ 1,203,151	
売上原価				
事業直接原価	672,655,921	639,867,581	32,788,340	
売上原価合計	672,655,921	639,867,581	32,788,340	
売上総利益	122,101,965	156,093,456	△ 33,991,491	
販売費及び一般管理費	99,469,506	106,796,558	△ 7,327,052	
営業利益	22,632,459	49,296,898	△ 26,664,439	
営業外収益				
受取利息	118,918	38,009	80,909	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	1,942,751	170,111	1,772,640	
営業外収益合計	2,066,869	213,320	1,853,549	
営業外費用				
雑損失	0	0	0	
営業外費用合計	0	0	0	
経常利益	24,699,328	49,510,218	△ 24,810,890	
特別利益				
固定資産売却益	423,354	6,218	417,136	
貸倒引当金戻入益	0	9,541	△ 9,541	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	423,354	15,759	407,595	
特別損失				
資産廃棄損	3	1,017,510	△ 1,017,507	
貸倒損失	10,500	20,500	△ 10,000	
貸倒引当金繰入損	2,403	0	2,403	
退職給与引当金繰入損	26,236,106	15,267,024	10,969,082	
固定資産評価損	0	303,500	△ 303,500	
特別損失合計	26,249,012	16,608,534	9,640,478	
税引前当期純利益	△ 1,126,330	32,917,443	△ 34,043,773	
法人税、住民税及び事業税	993,153	25,137,751	△ 24,144,598	
当期純利益	△ 2,119,483	7,779,692	△ 9,899,175	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資 本 金	10,000,000				10,000,000	
	利益 剰 余 金	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000
		他利益剰余金	317,650,609		△ 2,119,483	△ 2,119,483	315,531,126
	株主資本合計		330,150,609		△ 2,119,483	△ 2,119,483	328,031,126
純 資 産 合 計		330,150,609		△ 2,119,483	△ 2,119,483	328,031,126	
利益 剰 余 金 の 内 訳	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000	
	繰越利益剰余金	317,650,609		△ 2,119,483	△ 2,119,483	315,531,126	
	利益剰余金合計	320,150,609		△ 2,119,483	△ 2,119,483	318,031,126	

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 3 1 日 現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	471,781,038
	現金	54,390
	当座預金	0
	普通預金	421,726,648
	南都銀行	391,663,229
	奈良信用金庫	11,473,190
	りそな銀行	4,030,684
	ゆうちょ銀行	6,310,650
	奈良県農協	8,248,895
	定期預金	50,000,000
	奈良県農協	50,000,000
	未収金	82,055,767
	受託事業未収金	73,448,128
	手数料未収金	1,587,038
	その他未収金	7,020,601
	立替金	178,740
	前払費用	730,726
	貸倒引当金	△ 488,192
	貯蔵品	2,109,339
	未収還付法人税等	11,652,900
	流動資産合計	568,020,318
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	79,782,419
	建物附属設備	3,332,480
	構築物	7,026,110
	機械器具	2
	車両運搬具	31,529,622
	什器備品	4,761,945
	電話設備	755,200
無形固定資産		
	電話加入権	6,000
	地役権	300,000
	ソフトウェア	3,624,000

科 目		金 額
投資その他資産		
	出資金	140,000
	長期貸付金	3,396,754
	保証金	10,000
	リサイクル預託金	687,660
固定資産合計		177,314,992
資産合計		745,335,310
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	46,685,739
	仮受金	264,410
	預り金	7,981,820
	前受金	6,000
	修繕引当金	164,200,000
流動負債合計		219,137,969
2. 固定負債		
	退職給付引当金	198,166,215
固定負債合計		198,166,215
負債合計		417,304,184
正味財産		328,031,126

役 員

(令和8年3月31日現在)

代表取締役	中久保	晃一	
取締役	山口	浩史	(非常勤)
取締役	乾	一太郎	
取締役	廣岡	重則	
監査役	橋本	光弘	(非常勤)
監査役	今中	正徳	(非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 7 年度事業報告書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和 7 年度の業績については、物価の上昇等の影響により経済状況が変動する中、様々なリスクに対応し、売上高として 2 0 3, 2 2 0, 6 5 4 円、純利益は 7, 4 7 2, 5 6 9 円となった。

今後においても、社会情勢の変化等を的確に把握し、安定的な業務運営の継続に向け、管理品質やコスト対策の強化を図り、管理運営力の向上を目指す。また、健全経営の維持を効率的かつ効果的に推進し、事業収入の安定確保と商業エリアへの集客促進に注力していく。

2. 事業内容

- J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
(令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで指定管理業務受託)
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営においては、総合的な保守管理事業を実施するとともに、商業施設や事務所等に適した環境を提供し、利用者に対して安心感と信頼維持確保に努めた。

- J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床

○近鉄学園前駅南地区再開発ビル

(2) 駐車場管理運營業務

サービス向上と運営管理の質的改善を継続的に実施し、奈良市各施設と連携を図り、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行った。

※（ ）内は対前年度増減率

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数 43,051台／年（10.8%）

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	238,130,234	231,108,656	7,021,578	
未収金	1,631,557	92,750	1,538,807	
未収入金	5,844,378	5,807,001	37,377	
前払費用	5,023,716	4,778,834	244,882	
立替金	32,749	0	32,749	
流動資産合計	250,662,634	241,787,241	8,875,393	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865,656	15,865,656	0	
建物附属設備	27,547,976	27,547,976	0	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	1,037,450	0	
減価償却累計額	△ 30,384,702	△ 28,587,126	△ 1,797,576	
有形固定資産合計	14,861,295	16,658,871	△ 1,797,576	
(2) 投資その他資産				
保証金	13,200	13,200	0	
投資その他の資産合計	13,200	13,200	0	
固定資産合計	14,874,495	16,672,071	△ 1,797,576	
資産合計	265,537,129	258,459,312	7,077,817	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,610,114	2,983,442	△ 1,373,328	
未払外注費	5,991,586	5,909,856	81,730	
未払費用	3,342,772	2,370,206	972,566	
前受金	4,481,488	4,844,488	△ 363,000	
仮受金	856,000	805,500	50,500	
預り金	66,668	37,833	28,835	
売上預り金	9,007,669	9,556,224	△ 548,555	
未払法人税等	1,217,100	460,600	756,500	
流動負債合計	26,573,397	26,968,149	△ 394,752	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786,660	33,786,660	0	
固定負債合計	33,786,660	33,786,660	0	
負債合計	60,360,057	60,754,809	△ 394,752	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	86,521,032	79,048,463	7,472,569	
繰越利益剰余金	86,521,032	79,048,463	7,472,569	
(うち当期純利益)	(7,472,569)	(8,295,933)	(△ 823,364)	
純資産合計	205,177,072	197,704,503	7,472,569	
負債及び純資産の部合計	265,537,129	258,459,312	7,077,817	

損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	128,458,282	128,315,028	143,254	
学園前再開発ビル受託収入	44,739,657	44,043,929	695,728	
建物施設管理収入	30,022,715	28,716,677	1,306,038	
売上高合計	203,220,654	201,075,634	2,145,020	
売上原価				
当期売上原価	184,390,873	181,053,951	3,336,922	
売上原価合計	184,390,873	181,053,951	3,336,922	
販売費及び一般管理費	9,282,826	9,195,402	87,424	
営業利益	9,546,955	10,826,281	△ 1,279,326	
営業外収益				
受取利息	467,243	119,820	347,423	
雑収入	171	132	39	
営業外収益合計	467,414	119,952	347,462	
経常利益	10,014,369	10,946,233	△ 931,864	
税引前当期純利益	10,014,369	10,946,233	△ 931,864	
法人税、住民税及び事業税	2,541,800	2,650,300	△ 108,500	
当期純利益	7,472,569	8,295,933	△ 823,364	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資 本 金	100,000,000				100,000,000	
	資本 剰余 金	資 本 準 備 金					
		他資本剰余金	18,656,040				18,656,040
	利益 剰余 金	利 益 準 備 金					
		他利益剰余金	79,048,463		7,472,569	7,472,569	86,521,032
	自 己 株 式						
	株主資本合計	197,704,503		7,472,569	7,472,569	205,177,072	
評価・換算差額等合計							
新 株 予 約 権							
純 資 産 合 計		197,704,503		7,472,569	7,472,569	205,177,072	
資本 剰余 金の 内訳	他 資 本 剰 余 金	18,656,040				18,656,040	
	資本剰余金合計	18,656,040				18,656,040	
利益 剰余 金の 内訳	繰越利益剰余金	79,048,463		7,472,569	7,472,569	86,521,032	
	利益剰余金合計	79,048,463		7,472,569	7,472,569	86,521,032	

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 3 1 日 現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	238,130,234
	現金	745,086
	普通預金	225,683,696
	南都銀行	225,683,696
	定期預金	11,701,452
	南都銀行	11,701,452
	未収金	1,631,557
	未収入金	5,844,378
	前払費用	5,023,716
	立替金	32,749
	流動資産合計	250,662,634
2. 固定資産		
有形固定資産		
	建物	15,865,656
	建物附属設備	27,547,976
	車両運搬具	794,915
	什器備品	1,037,450
	減価償却累計額	△ 30,384,702
投資その他資産	保証金	13,200
	固定資産合計	14,874,495
	資産合計	265,537,129
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	1,610,114
	未払外注費	5,991,586
	未払費用	3,342,772
	前受金	4,481,488
	仮受金	856,000
	預り金	66,668
	売上預り金	9,007,669
	未払法人税等	1,217,100
	流動負債合計	26,573,397
2. 固定負債		
	預り保証金	33,786,660
	固定負債合計	33,786,660
	負債合計	60,360,057
	正味財産	205,177,072

役 員

(令和8年3月31日現在)

取締役社長 鈴木 千恵美 (非常勤)

取締役 栗山 稔 (非常勤)

取締役 上南 善嗣 (非常勤)

取締役 橋本 光弘 (非常勤)

監査役 今中 正徳 (非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和7年度事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業及び児童を健全育成する事業を実施するとともに、市民目線での施設の運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進した。

公民館では、自由で主体的な学びや活動の組織化を通して、市民の人生をより豊かにするとともに、社会や地域の課題を市民自らが解決する力を向上させることを目指した。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代や多様な人々にとって、いつでも気軽に利用でき、交流と相互理解、共生につながる地域の拠点となるための取組を進めた。

さらに、学校園や各種団体と連携し、様々な目的を持つ市民活動と協力して、持続可能な地域社会づくりを目指して事業を行った。

男女共同参画センターでは、市民の男女共同参画社会への意識向上を図るための学習機会を提供し、その推進に向けた活動拠点として、団体の自主的な活動の場、情報収集の場、交流の場となるよう努めた。

西部会館市民ホールでは、市民が気軽に文化芸術に触れることができる施設として、利用を促進するとともに、人生が豊かになるよう市民の文化活動の情報を提供し、活発化するように取り組んだ。

児童館では、児童の心身の健やかな成長・発達及び自立を促すことを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、子どもの年齢や発達に応じた意見を尊重し、保護者や地域の人々とともに児童の健全育成を進めた。

2. 事業内容

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業（生涯学習事業）

36,189件（2.4%） 535,782人（11.8%）

●主催事業 554件（1.5%） 65,550人（7.6%）

令和7年度は、施設ごとに策定している5年間の計画の3年目に当たり、これまでの成果・課題を踏まえ、目標達成に向けた取組を着実に進めた。奈良市内各地にある公民館において、市民の多様な学習ニーズ、地域課題を把握し、分析・検討した上で、大型館・地区公民館の施設や地域の特性を生かしつつ、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行った。

まず、公民館活動のより一層の充実を図るため、中高生や若者が気軽に立ち寄れる環境を整えるなど、新たな公民館利用者の獲得に取り組んだ。奈良市生涯学習センターのコワーキングスペースに加えて公民館の図書室等、自習スペースとして個人でも利用しやすい環境整備に努めた。

また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベントを「子ども奈良CITY Z」として引き続き開催し、その準備や当日の活動等を通じて、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長できるよう支援した。

さらに、人口減少・少子高齢化が進行する中で、子育て世代が安心して子育てができるよう、子育て支援や家庭教育支援の事業に取り組んだ。高齢者には、生涯学習や健康づくり、集いと交流・仲間づくりの場となるように申込不要の講座やサロンを実施し、地域社会への参画を促した。地域団体と共催・連携し、公民館分館や地域ふれあい会館等への出張講座を実施して公民館活動の魅力を周知するよう努めた。

このように、公民館事業においては計画に基づき事業を展開したことにより、公民館事業・施設提供とも前年度より利用者数が増加した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

97件（10.2%） 11,378人（7.4%）

「インバウンドが見る奈良の宗教」「帯解地域の城めぐり」

「はじめての英会話」「親子カイギ『未来×お金』」

「奈良の民俗WEEK」「地域を学ぼう～神社伝承から見る古代富雄～」他

○教育・福祉・人権に関する事業

53件（△26.4%） 8,051人（△5.1%）

「認知症になっても自分らしく暮らしたい」「大学生と遊びながら楽しく学ぼう！」
「介護について学ぼう！」「ひとみ学級」他

○芸術・芸能に関する事業

103件 (3.0%) 12,927人 (23.2%)

「親子おたのしみ会☆人形劇」「はじめての己書講座」「なつかしの歌ひろば」
「手芸を楽しもう」「月ヶ瀬名画座」他

○科学・情報・産業技術に関する事業

28件 (△22.2%) 991人 (△6.4%)

「奈良の木と話そう」「エクセルで家計簿を作ろう！」
「卓上型ステレオスピーカーを作る」「夏休み自然観察隊！」
「あんなことも、こんなことも！楽しく学べるスマホ体験講座」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

180件 (17.6%) 14,433人 (△4.4%)

「ゆったり子育てカフェ」「さとやま大人の野遊び」「男の釜飯」
「ぱんと簡単スパイスカレー・秋」「大人に贈る春のおはなし会」他

○健康・衛生・環境に関する事業

48件 (△4.0%) 4,213人 (50.9%)

「若草防災講座～気象情報のミカタ～」 「タウンウォーク in 平城西」
「アサギマダラから学ぶ」「落語で学ぼう『特殊詐欺・空き巣対策』」
「平城元気サロン」他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

45件 (△4.3%) 13,557人 (9.1%)

「バランスボールで体幹トレーニング」「やさしいエアロビクス」
「男性気功的ヨガ」「男のチャレンジ塾～ボッチャ編～」
「チャレンジ『シニアヨガ』」他

●施設提供 35,635件 (2.4%) 470,232人 (12.4%)

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館

奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計 2 4 施設

② 男女共同参画センター（生涯学習事業）

●施設提供	1 3 3 件（1 5 0. 9 %）	2, 3 4 8 人（2 4 7. 3 %）
●主催事業	1 0 件（-）	3 4 8 人（-）

令和 6 年度までは市が行っていた男女共同参画に関する事業について、令和 7 年度からは当財団でも一部事業を行うようになり、各種事業を実施した。事業の実施にあたっては、女性も男性も誰もが生き生きと活躍できる社会に向けて、啓発のための展示や講座等の取組を進めた。

また、運営面では、男女共同参画に関する広報や啓発を重視し、関連書籍や情報提供スペースの充実に努め、チラシ等を手に取ってもらえるよう、配架や掲示方法にも工夫を重ねた。

[指定管理施設]

奈良市男女共同参画センター

計 1 施設

③ 西部会館市民ホール（生涯学習事業）

入館者数		3 0, 0 5 8 人（△ 4. 9 %）
企画事業	1 3 件（8 5. 7 %）	3, 3 4 1 人（5 8. 6 %）

多様化する市民ニーズに対応しながら、市民の文化に対する興味・関心を高め、市民の文化活動の活性化を図る事業を展開した。

貸館事業を中心に、様々な団体が市民ホールを活動成果の発表の場として活用するため、適正かつ効率的な施設運営を行い、発表者と来場者がともに主役（主体）となって、文化・芸術に親しめるよう取組を進めた。

また、企画事業としては、帝塚山大学等と共催して講演会等を実施するとともに、スタインウェイフルコンサートピアノ試弾会を開催するなど、市民一人ひとりが文化に親しむ機会を拡充し、文化に対する意識の高揚を図った。

[指定管理施設]

奈良市西部会館市民ホール

計 1 施設

④ 児童館事業（児童福祉事業）

利用者数合計 24,467人（△2.5%）

0歳から18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における子どもの居場所となるよう遊び及び生活の援助を行い自尊心や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにする等、心身の健やかな成長・発達及びその自立を促した。

また、児童福祉法や「児童館ガイドライン」等の理念を具現化することができるよう、地域の学校園や各種団体と連携し、市民団体と協力しながら児童館の運営を行った。

まず、小学生には、遊びを通して異年齢集団で交流し、様々な体験活動を行う事業をはじめとして、座談会や親子を対象とした事業等を実施することで、児童館がより多くの子どもにとって学校でも家庭でもない第三の居場所として心の拠り所となるよう運営した。館内に学習環境を整え、学習を支援した後に、友達との遊びに興じるようにするなど、学習習慣づくりを大切にした。児童が抱える葛藤、喜怒哀楽の心の動きに寄り添い、信頼関係を構築しながらやる気を引き出し、個々の成長を促した。学校園の長期休暇に特別活動を実施し、新規利用者の獲得を進めた。

また、0歳から5歳児と保護者には、子育て相談等の子育て支援を日常的に行い、こまめな声掛けにより課題の早期発見や問題発生の予防的な福祉機能を果たすよう努めた。他の子育て支援事業の場に広報物を届けるなど、新規利用者の獲得に取り組んだ。

さらに、中学生・高校生には「わくわく子どもフェスタ」等で地域の人々との準備や当日の活動等を通じて成長を促し、「大学生と遊ぼう」では、大学生との遊びやスポーツを通じて他者との信頼関係やコミュニケーション力を育む機会を提供した。

加えて、児童や保護者への聞き取りや事業アンケートによってニーズを把握しながら、事業を展開した。

- 各種活動 16,813人 (△7.7%)
「いこいのひろば」「のびのび活動」「おおみや友の会」他
- 特別行事 408人 (7.4%)
「わくわく子どもフェスタ」他
- クラブ活動 146人 (△9.9%)
「一輪車クラブ」
- 各種教室 914人 (△21.1%)
「習字教室」「サッカー教室」「子ども和太鼓」他
- 自主参加活動(自由来館) 3,845人 (17.1%)
- 会議・その他(奨励会議・貸館等) 2,341人 (23.5%)
[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計4施設

- (2) 自主事業 24件 (26.3%) 2,962人 (△10.4%)

奈良市の関連諸施策や様々な関係機関との連携を図り、以下の3分類にわたって事業を開催し、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会を提供した。

また、当財団の取組をより多くの人々にPRするため、職員の特技や社会教育の専門性を生かし、大学や他自治体等への5件の講師派遣等の事業展開を行った。

- 教養・文化・国際交流に関する事業

2件 (100%) 542人 (31.9%)

奈良ひとまち大学

春日大社「究極の国宝 大鎧展」記念講演会

- 教育・福祉・人権に関する事業

16件 (33.3%) 1,035人 (△17.0%)

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「子育て広場 IN 南部～ミュージック・ケア～」

「田原でたのしいリトミック」「親の笑カフェ」

「親子でモルック体験!」「こどもまんなか企画」

「地域の子育て支援者 ボドゲ&たこパ体験交流会」

「親子でおもしろ工作」「おやこで作ろう！ちらし寿司」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

6件 (0%) 1,385人 (△15.9%)

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」「子育てママのひととき」「なかよしクラブ」

「子育てのんびり空間」「二名にここ広場」「ぷよ☆ぷよの会」

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	132,232,889	122,815,766	9,417,123	
未収金	68,215	214,567	△ 146,352	
貯蔵品	135,969	175,553	△ 39,584	
立替金	1,166,733	1,329,801	△ 163,068	
流動資産合計	133,603,806	124,535,687	9,068,119	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	0	0	
退職給付引当資産	6,936,000	5,376,000	1,560,000	
特定資産合計	6,936,000	5,376,000	1,560,000	
(3) その他固定資産				
リース資産	16,644,353	32,253,221	△ 15,608,868	
その他固定資産合計	16,644,353	32,253,221	△ 15,608,868	
固定資産合計	73,580,353	87,629,221	△ 14,048,868	
資産合計	207,184,159	212,164,908	△ 4,980,749	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	34,126,278	33,687,498	438,780	
預り金	6,011,625	4,689,805	1,321,820	
賞与引当金	32,880,000	31,015,000	1,865,000	
リース債務	10,933,868	21,100,068	△ 10,166,200	
未払消費税等	12,253,200	10,965,800	1,287,400	
流動負債合計	96,204,971	101,458,171	△ 5,253,200	
2. 固定負債				
リース債務	5,710,485	11,153,153	△ 5,442,668	
退職給付引当金	32,880,000	32,880,000	0	
固定負債合計	38,590,485	44,033,153	△ 5,442,668	
負債合計	134,795,456	145,491,324	△ 10,695,868	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産	22,388,703	16,673,584	5,715,119	
正味財産合計	72,388,703	66,673,584	5,715,119	
負債及び正味財産合計	207,184,159	212,164,908	△ 4,980,749	

収 支 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	135,000	134,596	404	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	787,523,000	787,523,000	0	
講座受講料収入	963,000	962,700	300	
③ 補助金等収入				
補助金収入	0	0	0	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	189,000	189,378	△ 378	
事業収入	4,976,000	4,752,493	223,507	
助成金収入	100,000	0	100,000	
⑤ 雑収入				
受取利息	423,000	423,042	△ 42	
雑収入	460,000	460,070	△ 70	
経常収益計	794,769,000	794,445,279	323,721	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
給料	164,377,000	164,267,724	109,276	
賃金	158,405,000	153,192,669	5,212,331	
職員手当	82,654,000	82,606,589	47,411	
福利厚生	71,216,000	69,553,160	1,662,840	
賞与引当金繰入	31,494,000	31,494,000	0	
諸謝金	9,661,000	9,069,200	591,800	
旅費交通費	629,000	424,062	204,938	
消耗品費	12,129,000	11,643,120	485,880	
燃料費	1,225,000	1,201,507	23,493	
賄材料費	40,000	34,652	5,348	
会議費	375,000	348,287	26,713	
光熱水料費	65,160,000	62,991,371	2,168,629	
印刷製本費	903,000	735,817	167,183	
修繕費	7,772,000	6,769,621	1,002,379	
医薬材料費	54,000	41,170	12,830	
通信運搬費	4,604,000	4,263,258	340,742	
減価償却費	22,340,000	21,944,868	395,132	
手数料	4,142,000	3,997,086	144,914	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	2,058,000	2,038,706	19,294	
委託費	85,978,000	81,772,317	4,205,683	
賃借料	5,133,000	4,908,579	224,421	
負担金	121,000	118,950	2,050	
広告料	0	0	0	
租税公課	44,236,000	44,230,500	5,500	
② 管理費				
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
給料	7,732,000	7,724,376	7,624	
賃金	5,983,000	5,687,436	295,564	
職員手当	3,897,000	3,884,047	12,953	
福利厚生	3,095,000	3,043,515	51,485	
賞与引当金繰入	1,386,000	1,386,000	0	
諸謝金	165,000	95,000	70,000	
旅費交通費	254,000	240,260	13,740	
消耗品費	56,000	44,880	11,120	
燃料費	54,000	52,805	1,195	
会議費	3,000	3,000	0	
光熱水料費	2,917,000	2,883,434	33,566	
通信運搬費	173,000	169,966	3,034	
手数料	498,000	494,120	3,880	
保険料	173,000	162,880	10,120	
委託費	1,923,000	1,910,242	12,758	
賃借料	757,000	734,086	22,914	
負担金	139,000	98,000	41,000	
租税公課	86,000	68,900	17,100	
経常費用計	806,397,000	788,730,160	17,666,840	
当期経常増減額	△ 11,628,000	5,715,119	△ 17,343,119	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 11,628,000	5,715,119	△ 17,343,119	
一般正味財産期首残高	16,674,000	16,673,584	416	
一般正味財産期末残高	5,046,000	22,388,703	△ 17,342,703	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	55,046,000	72,388,703	△ 17,342,703	

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	134,596	5,583	129,013	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	787,523,000	764,188,000	23,335,000	
講座受講料収入	962,700	958,500	4,200	
③ 補助金等収入				
補助金収入	0	0	0	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	189,378	280,788	△ 91,410	
事業収入	4,752,493	4,843,281	△ 90,788	
助成金収入	0	0	0	
⑤ 雑収入				
受取利息	423,042	106,246	316,796	
雑収入	460,070	555,967	△ 95,897	
経常収益計	794,445,279	770,938,365	23,506,914	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
給料	164,267,724	157,359,794	6,907,930	
賃金	153,192,669	155,679,415	△ 2,486,746	
職員手当	82,606,589	73,076,353	9,530,236	
福利厚生	69,553,160	69,359,462	193,698	
賞与引当金繰入	31,494,000	29,715,000	1,779,000	
諸謝金	9,069,200	9,219,980	△ 150,780	
旅費交通費	424,062	225,570	198,492	
消耗品費	11,643,120	10,860,070	783,050	
燃料費	1,201,507	1,231,169	△ 29,662	
賄材料費	34,652	24,807	9,845	
会議費	348,287	336,308	11,979	
光熱水料費	62,991,371	62,023,006	968,365	
印刷製本費	735,817	1,029,330	△ 293,513	
修繕費	6,769,621	11,123,073	△ 4,353,452	
医薬材料費	41,170	41,196	△ 26	
通信運搬費	4,263,258	4,229,847	33,411	
減価償却費	21,944,868	21,114,588	830,280	
手数料	3,997,086	3,140,994	856,092	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	2,038,706	1,993,483	45,223	
委託費	81,772,317	79,189,808	2,582,509	
賃借料	4,908,579	4,532,589	375,990	
負担金	118,950	120,600	△ 1,650	
広告料	0	0	0	
租税公課	44,230,500	42,636,500	1,594,000	
② 管理費				
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	
給料	7,724,376	7,383,232	341,144	
賃金	5,687,436	5,688,000	△ 564	
職員手当	3,884,047	3,414,708	469,339	
福利厚生	3,043,515	2,973,120	70,395	
賞与引当金繰入	1,386,000	1,300,000	86,000	
諸謝金	95,000	167,500	△ 72,500	
旅費交通費	240,260	147,250	93,010	
消耗品費	44,880	56,595	△ 11,715	
燃料費	52,805	54,896	△ 2,091	
会議費	3,000	910	2,090	
光熱水料費	2,883,434	2,829,351	54,083	
通信運搬費	169,966	166,564	3,402	
手数料	494,120	513,133	△ 19,013	
保険料	162,880	0	162,880	
委託費	1,910,242	589,666	1,320,576	
賃借料	734,086	737,536	△ 3,450	
負担金	98,000	7,187,571	△ 7,089,571	
租税公課	68,900	73,720	△ 4,820	
経常費用計	788,730,160	773,946,694	14,783,466	
当期経常増減額	5,715,119	△ 3,008,329	8,723,448	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	5,715,119	△ 3,008,329	8,723,448	
一般正味財産期首残高	16,673,584	19,681,913	△ 3,008,329	
一般正味財産期末残高	22,388,703	16,673,584	5,715,119	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	72,388,703	66,673,584	5,715,119	

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 3 1 日 現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	132,232,889
	現金手許有高	372,450
	普通預金一般会計	131,860,439
	未収金	68,215
	貯蔵品	135,969
	立替金	1,166,733
	流動資産合計	133,603,806
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
特定資産		
	施設修繕等積立資産	0
	退職給付引当資産	6,936,000
その他固定資産		
	リース資産	16,644,353
	固定資産合計	73,580,353
	資産合計	207,184,159
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	34,126,278
	預り金	6,011,625
	賞与引当金	32,880,000
	リース債務	10,933,868
	未払消費税等	12,253,200
	流動負債合計	96,204,971
2. 固定負債		
	リース債務	5,710,485
	退職給付引当金	32,880,000
	固定負債合計	38,590,485
	負債合計	134,795,456
	正味財産	72,388,703

役員

(令和8年3月31日現在)

理事長	西谷忠雄	(常勤)
副理事長	若林宏樹	(非常勤)
理事	粕井みづほ	(非常勤)
理事	藤本 爵	(非常勤)
理事	津越健次郎	(非常勤)
理事	森村和枝	(非常勤)
理事	松山鮎子	(非常勤)
理事	橋本あかね	(非常勤)
理事	中井弘司	(非常勤)
監事	西本英明	(非常勤)
監事	武野勝文	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和7年度事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化するニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすい施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施し、文化の創造及び市民福祉の増進に努めた。

当財団の運営については、令和6年度に経営計画を策定し、新しい事業の創出及び既定事業の見直し、収益性の確保や経費節減、事業の質的向上を柱とする収支不足対策を具体化して、経営改革を積極的に推進してきた。令和7年度においても、収益性の確保や経費節減については厳しい状況であるなか、引き続きこの経営計画に基づく取組を着実に進めた結果、一定の成果を上げることができた。

一方で、近年の物価上昇等に伴い、人件費・光熱水費・委託費をはじめとする各費用の増加が続いている。こうした費用増加を補う指定管理料の一部増額措置が図られたものの、経営環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経営計画に基づく取組を着実に進めていく必要がある。

今後の財団運営にあたっては、このような状況が続く中であっても、市民の要請にきめ細かく応え続けることこそが当財団の果たすべき役割であるとの認識のもと、内部統制の整備や職員の育成を積極的に進めながら、地域社会の発展に寄与すべく、一層の取組を推進していく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道普及振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

なら100年会館	入館者数	225,644人	(7.1%)
奈良市美術館	入館者数	37,335人	(△9.3%)
奈良市杉岡華邨書道美術館	入館者数	6,316人	(△21.6%)

なら100年会館では催事等の参加人数が増えたことで、入館者数は前年度より約15,000人増加した。

奈良市美術館においては、催事等の開催回数が前年度より3回増加し、参加人数は約7,000人増加したものの、貸館の利用内容の影響により約3,800人の減少となった。一方、奈良市杉岡華邨書道美術館では、催事等の開催回数が増加したものの、入館者数は伸びなかった。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

奈良にゆかりのある次世代を担う若手演奏家に対し、活動の機会を提供することを目的に「なら100クラシックコンサート」を実施したほか、子どもやファミリー層を対象とした事業として「0歳から入れるファミリーコンサートwith大阪交響楽団」、「なら100紙芝居」、「忍たま乱太郎ショー」等を実施した。また、近隣住民参加のもと避難訓練を実施し防災意識の向上を図る「防災コンサート」を実施した。

アウトリーチ事業としては、奈良市立大宮小学校に大阪交響楽団を派遣し、校内コンサートを実施した。

協働・共催事業としては、大宮地区自治協議会との「大宮まつり」、市民フェスティバル実行委員会との「なら市民フェスティバル」を実施した。

さらに音楽に親しむ機会の提供として、ピアノ愛好者を対象に、3機種のグランドピアノを活用した「ピアノ試弾会」、18歳以上を対象とした「ゆうゆうコーラス」、未就学児とその保護者を対象とした「たのしいリトミックイベント」を開講した。加えて、市民の健康づくりを支援するため、「健康いきいき講座(ヨガ教室、ソフトストレッチング、ピラティス)」を実施したほか、中高年層や若年層を対象に、昭和歌謡・ポップスのコンサートや若手アーティストによる全国ツアー系コンサートを開催

し、幅広い世代に対して文化活動への参加を促進した。

催事等の開催回数 231回 参加人数 82,539人

○奈良市美術館

主催・共催による展覧会として、奈良市美術家協会と連携して会員による優れた作品を展示する「第44回奈良市美術家展」、美術作品の創作意欲を高めるための公募展「第44回市展なら」、近代奈良の芸術、歴史、生活文化を掘り下げて紹介するシリーズの企画展「奈良を観る」、児童生徒の図工美術の成果を紹介する「第22回奈良市児童生徒作品展」、市内中学校の美術作品を紹介する「第6回奈良市中学校美術部合同展 若鹿たちの美術」、奈良市美術館活性化事業として子どもから大人まで楽しめる「シルクロードの暮し～絨毯、茶道 そして建築～」及び「p o o k展～てのひら散策～」を開催し市民文化の創造と振興の促進を図った。

その他、講座関連事業として、奈良市美術家協会や奈良女子大学との連携協力による「2025年度市民実技講座・子どものやさしいアート体験」、「第43回市民実技講座作品展」、「仏教美術講座」を開催し芸術文化の発信に寄与した。

催事等の開催回数 24回 参加人数 23,402人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

展覧会として、杉岡華邨の顕彰と奈良から新たな書道文化を発信することを目的に「第1回なら華邨賞」を創設し、全国から40歳以下の若手作家の作品を集める公募展を開催した。また、高木厚人館長の日本芸術院賞受賞を記念し、これまでの書作を振り返る「高木厚人展」や「江戸の書画」展の第2期、奈良教育大学との連携による「第2回書で巡るまほろば展」等の企画展や館蔵作品による「林立する華邨の書－響きあう行と行－」展や「華邨の心の書－柳宗悦のうたを中心に－」展を開催した。

また、「なら華邨賞」に合わせ奈良市教育委員会との連携による「ミニ華邨賞書道コンクール」や開館25周年記念講演と席上揮毫、ギャラリートーク、解説会、奈良教育大学との連携事業の講座やワークショップを開催した。

書道実技講座として初歩からかな書を学ぶ隔月開催の講座やゼロからの集中講座、初心者でも参加できるうちわ・カレンダーを書くワークショップ、高木厚人館長が課題作品を講評・指導する講座「かなの散らしを楽しむ」、水書きで気軽に書道を体験できる「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を行った。

その他にも奈良教育大学仮名書道研究室の協力により子ども向けの夏休みクイズや

わらべうたフェスタでのワークショップ、さらには未就学児童を対象にした「はじめての子ども筆書き体験講座」等の連携事業を行った。

また、奈良市ならまちセンターとの共催による「ならまち年賀状コンクール」、名勝大乘院庭園文化館での出張パネル展や道ばた美術館の開催、動画配信により奈良市杉岡華邨書道美術館の広報普及を行った。

催事等の開催回数 102回 参加人数 14,659人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設

利用者数 815,085人 (△11.4%)

奈良市鴻ノ池球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市柏木コート

奈良市鴻ノ池コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市中央武道場

奈良市中央第二武道場

奈良市弓道場

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市鴻ノ池相撲場

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

奈良市鴻ノ池ランニングステーション 以上17施設

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

利用者数 280,468人 (4.5%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上18施設

奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設を奈良市スポーツ協会・奥アンツーカー株式会社と協働で管理運営を行い、各施設で記録会や大会を開催した。「Top Sports City 奈良」のパートナーチームであるプロサッカーチーム「奈良クラブ」がロートフィールド奈良、プロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」及びプロバレーボールチーム「奈良ドリーマーズ」がロートアリーナ奈良、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館で試合を開催した。また、当施設の情報をよりスムーズに提供できるよう、公式ホームページをリニューアルした。ロート奈良鴻ノ池パークにおいては、ランニングコース完成に伴う夜間照明（フットライト）が設置された。ロート第二アリーナ奈良、ロート奈良第二武道場では空調設備設置及びトイレの改修工事が行われた。

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設では、シャワー室、トイレの改修が行われた。また、太陽光発電パネルが屋上に設置された。

(事業内容)

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設

奈良市スポーツ協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康増進につながる事業を実施し、新規事業として「陸上競技大会」、幼児を対象にした「走り方教室」を開催した。また、バンビシャス奈良と提携してバスケットボールスクールを開催した。また、民間企業とタイアップし「モルック大会」、「親子サッカー教室」、「ラグビー体験会」を開催した。

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上等、心の養成を図り、武道人口の裾野の拡大及び活性化に努めた。また、外国人観光客向け武道体験教室では多くの外国人が参加し、体験機会を提供することができた。

催事等の開催回数 2, 179回 参加人数 37, 339人

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

体育館を活用した「ダンベル教室」や「ストレッチ教室」等を実施した。また、バンビシャス奈良と提携して幼児から小学6年生までのバスケットボールスクールを開催した。前年度、屋内温水プールの工事による臨時休館で開催できなかった「水泳教室」、「水中健康運動教室」を再開したことで前年度より事業の開催回数、参加人数はともに増加した。

催事等の開催回数 721回 参加人数 17, 171人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※ () 内は対前年度増減率

奈良市ならまちセンター 入館者数 117, 815人 (4.7%)

入江泰吉記念奈良市写真美術館 入館者数 25, 356人 (△9.2%)

入江泰吉旧居 入館者数 6, 417人 (△6.7%)

奈良市ならまちセンターでは、7月、8月に発生した空調設備の不調により、市民ホールを除く施設の使用制限を行い、また2月、3月は空調設備改修工事に伴い市民ホー

ルを休館したが、1階情報スペースを活用した事業を増やしたことで入館者数は前年度より約5,300人増加した。

入江泰吉記念奈良市写真美術館の入館者数は、6月中旬から約1ヶ月間、施設修繕工事により休館した影響で前年度より約2,500人減少した。入江泰吉旧居は、外国人観光客の減少に伴い、前年度より約450人減少した。

(事業内容)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○奈良市ならまちセンター

エントランスホールおよびコトナラボを拠点に、地域住民が自然に集い、交流を深めることで、地域の活性化を促進する事業を実施した。

具体的には、若手演奏家による「ならまちコンサート」や地域の演奏家・音楽家を起用した「エントランスコンサート」等、地域の音楽家を支援する事業を展開した。あわせて、地域文化団体の活動を支援する「子どもおん祭り」等の地域連携型事業、民間事業者と協働して開催する「ならまちDeシネマ」等の共催事業を実施した。また、芝生広場においては、地域住民や観光客の憩いの場の創出を目的に、「青空ブックカフェ」等の芝生活用事業を実施した。さらに、奈良市ふるさと納税を活用した「暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト」と題するアウトリーチ事業のほか、前年度まで奈良市音声館で実施していた伝統文化普及事業を引き継ぎ、6つの教室を含む地域コミュニティ活性化事業として、計15事業を実施した。

これらの定期的なイベントやワークショップを通じて、住民相互のつながりを強化するとともに、地域の事業者や非営利団体の活動支援にも寄与した。

催事等の開催回数 350回 参加人数 61,462人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、戦後の日本社会を取り続けた報道写真家浜口タカシ氏の作品を展示した。また、昨年度に引き続き、奈良女子大学と連携協力し、文化庁「令和7年度大学における文化芸術推進事業」の一環として、大学と当館の強みを生かした事業を展開した。テーマを「複製される感性」とし、世界的に高い評価を受けている森山大道氏の作品を取り上げた。学生自らが森山氏の作品の展示・見せ方を考え、観覧者に作

品の見どころを直に伝えた。

第六回入江泰吉記念写真賞受賞作品展では、中古樹氏の「路傍の光」が最優秀に選定され記念に写真集の発行、作品展を開催した。また、併せて催されたならPHOTO CONTESTの各賞受賞者の作品展も同時に開催した。

入江泰吉展として、入江泰吉「大和路の国宝」、生誕120年入江泰吉自選「奈良大和路春夏秋冬」展、入江泰吉「大和路五十三景」、入江泰吉「大和路三十三景」を開催した。

講座として写真の撮り方をアドバイスする「高畑デジタル写真倶楽部」を計4回開催し、デジタルカメラ普及に取り組んだ。また、奈良県高等学校総合文化祭写真部門展、高校生の見た奈良大和路展を開催し高校生達の発表の場を提供した。

催事等の開催回数 68回 参加人数 34,684人

○入江泰吉旧居

旧居を訪れた外国人の減少に伴い、観覧者が減少した。開館10周年を迎え「入江泰吉が生きた奈良」と称し特別展示「観音院に集った人々」、トークイベント「入江泰吉の奈良」、ゆかりのスポットをめぐるツアー「入江泰吉さんぽみちスペシャル」を開催した。

催事等の開催回数 45回 参加人数 715人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 63,036人 (9.3%)

施設利用者は、前年度より約5,300人増加した。また、催事等の開催回数を増やしたが、参加人数は約500人減少した。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

教養、文化の向上を目的に「パソコン教室」、「語学教室（英語、韓国語、スペイン語）」、「陶芸教室」等を開催した。

生涯スポーツとして「社交ダンス」、「フラダンス教室」、「ヨガ教室」を開催し、未就学児と保護者を対象とした「リトミック教室」を開催した。

地域連携事業として、佐保台地区自治連合会が開催された「佐保台ふれあいフェスティバル」においてピククルボールやモルックの体験会を実施した。

催事等の開催回数 87回 参加人数 6,576人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実充に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進事業及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業		14,923人
健康管理事業		2,443人
給付事業		939人
厚生事業（催事等）	3回	778人

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	236,890,979	264,607,268	△ 27,716,289	
現金	4,616,675	3,595,221	1,021,454	
当座預金	2,000	32,000	△ 30,000	
普通預金	232,272,304	260,980,047	△ 28,707,743	
未収金	12,288,472	15,978,885	△ 3,690,413	
前払金	1,471,170	1,635,030	△ 163,860	
商品	3,064,269	3,049,823	14,446	
貯蔵品	1,188,454	1,067,601	120,853	
立替金	0	41,440	△ 41,440	
流動資産合計	254,903,344	286,380,047	△ 31,476,703	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金	40,000,000	0	40,000,000	
定期預金	10,000,000	50,000,000	△ 40,000,000	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	132,000,000	132,000,000	0	
減価償却引当預金	2,738,791	2,738,791	0	
書道芸術振興積立金	37,416,990	37,006,552	410,438	
永年在会給付事業積立預金	4,350,742	4,350,742	0	
運営基金積立準備預金	5,803,291	5,803,291	0	
共済事業引当預金	50,523	50,523	0	
記念事業費積立預金	5,484,983	3,484,983	2,000,000	
特定資産合計	187,845,320	185,434,882	2,410,438	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	1	1	0	
什器備品	312,212	508,336	△ 196,124	
リース資産	18,775,680	24,628,560	△ 5,852,880	
預託金	9,140	9,140	0	
その他固定資産合計	19,097,033	25,146,037	△ 6,049,004	
固定資産合計	256,942,353	260,580,919	△ 3,638,566	
資産の部合計	511,845,697	546,960,966	△ 35,115,269	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	82,477,148	122,141,041	△ 39,663,893	
前受金	1,488,730	792,100	696,630	
預り金	23,060,327	18,225,453	4,834,874	
リース債務	5,608,680	5,608,680	0	
流動負債合計	112,634,885	146,767,274	△ 34,132,389	
2. 固定負債				
リース債務	13,167,000	19,019,880	△ 5,852,880	
固定負債合計	13,167,000	19,019,880	△ 5,852,880	
負債の部合計	125,801,885	165,787,154	△ 39,985,269	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産	300,040,195	295,170,195	4,870,000	
(うち特定資産への充当額)	(151,841,703)	(149,431,265)	(2,410,438)	
正味財産の部合計	386,043,812	381,173,812	4,870,000	
負債及び正味財産合計	511,845,697	546,960,966	△ 35,115,269	

収 支 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	63,000	121,000	△ 58,000	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	2,000	242,167	△ 240,167	
③ 受取入会金				
受取入会金	175,000	124,500	50,500	
④ 受取会費				
受取会費	35,651,000	33,653,700	1,997,300	
⑤ 事業収益				
入場料収益	34,356,000	5,631,100	28,724,900	
受講料収益	75,702,000	54,240,390	21,461,610	
利用料金収益	9,007,000	7,179,290	1,827,710	
出品料収益	600,000	534,000	66,000	
参加費収益	1,807,000	1,688,350	118,650	
小売業収益	3,724,000	2,486,230	1,237,770	
受取手数料	2,800,000	5,399,340	△ 2,599,340	
事業受託収益	350,000	272,413	77,587	
共催事業管理収益	12,985,000	20,418,000	△ 7,433,000	
その他収益	3,831,000	4,134,473	△ 303,473	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,146,688,000	1,154,285,940	△ 7,597,940	
受取地方公共団体補助金	26,002,000	26,002,000	0	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	19,094,000	17,772,200	1,321,800	
⑧ 雑収益				
受取利息	17,000	1,081,903	△ 1,064,903	
雑収益	2,399,000	5,439,416	△ 3,040,416	
運営協力金等収益	2,256,000	2,317,302	△ 61,302	
経常収益計	1,377,509,000	1,343,023,714	34,485,286	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	404,751,000	388,032,354	16,718,646	
臨時雇賃金	65,792,000	58,108,155	7,683,845	
福利厚生費	77,571,000	74,805,794	2,765,206	
視察費	50,000	0	50,000	
旅費交通費	1,354,000	820,243	533,757	
通信運搬費	8,822,000	6,519,399	2,302,601	
減価償却費	5,907,000	5,959,357	△ 52,357	
地方公共団体帰属備品等購入費	57,000	56,018	982	
消耗什器備品費	395,000	0	395,000	
消耗品費	25,648,000	14,723,592	10,924,408	
修繕費	12,261,000	8,948,262	3,312,738	
印刷製本費	10,807,000	7,304,026	3,502,974	
燃料費	1,355,000	827,217	527,783	
光熱水料費	277,046,000	270,116,516	6,929,484	
賃借料	22,060,000	17,453,066	4,606,934	
保険料	8,155,000	6,617,236	1,537,764	
諸謝金	42,635,000	33,497,765	9,137,235	
租税公課	56,290,000	55,466,742	823,258	
支払負担金	848,000	695,213	152,787	
支払助成金	47,665,000	41,932,239	5,732,761	
委託費	324,496,000	284,682,798	39,813,202	
会議費	110,000	90,500	19,500	
支払手数料	7,455,000	3,764,111	3,690,889	
広告宣伝費	3,273,000	1,679,000	1,594,000	
仕入	1,666,000	1,542,215	123,785	
交際費	76,000	75,500	500	
原材料費	1,299,000	1,066,670	232,330	
医薬材料費	1,401,000	1,399,500	1,500	
雑費	136,000	13,524	122,476	
② 管理費				
役員報酬	2,683,000	2,570,880	112,120	
給料手当	26,007,000	33,882,921	△ 7,875,921	
福利厚生費	5,397,000	6,144,868	△ 747,868	
研修費	172,000	44,000	128,000	
旅費交通費	15,000	9,060	5,940	
通信運搬費	467,000	388,371	78,629	
減価償却費	90,000	89,647	353	
消耗品費	541,000	307,202	233,798	
修繕費	8,000	0	8,000	
印刷製本費	6,000	5,270	730	
燃料費	43,000	26,000	17,000	
賃借料	4,215,000	3,067,680	1,147,320	
保険料	187,000	186,770	230	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
諸謝金	648,000	393,000	255,000	
租税公課	72,000	114,338	△ 42,338	
支払負担金	257,000	231,498	25,502	
委託費	4,296,000	3,998,500	297,500	
支払手数料	188,000	181,100	6,900	
広告宣伝費	138,000	135,300	2,700	
経常費用計	1,454,811,000	1,337,973,417	116,837,583	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 77,302,000	5,050,297	△ 82,352,297	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 77,302,000	5,050,297	△ 82,352,297	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
雑損失				
雑損失	0	109,297	△ 109,297	
経常外費用計	0	109,297	△ 109,297	
当期経常外増減額	0	△ 109,297	109,297	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 77,302,000	4,941,000	△ 82,243,000	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 77,302,000	4,941,000	△ 82,243,000	
法人税、住民税及び事業税	71,000	71,000	0	
当期一般正味財産増減額	△ 77,373,000	4,870,000	△ 82,243,000	
一般正味財産期首残高	295,171,000	295,170,195	805	
一般正味財産期末残高	217,798,000	300,040,195	△ 82,242,195	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
III 正味財産期末残高	303,802,000	386,043,812	△ 82,241,812	

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	121,000	6,935	114,065	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	242,167	86,970	155,197	
③ 受取入会金				
受取入会金	124,500	154,000	△ 29,500	
④ 受取会費				
受取会費	33,653,700	35,048,700	△ 1,395,000	
⑤ 事業収益				
入場料収益	5,631,100	5,963,200	△ 332,100	
受講料収益	54,240,390	49,408,270	4,832,120	
利用料金収益	7,179,290	7,621,540	△ 442,250	
出品料収益	534,000	532,000	2,000	
参加費収益	1,688,350	1,263,400	424,950	
小売業収益	2,486,230	2,592,570	△ 106,340	
受取手数料	5,399,340	3,984,095	1,415,245	
事業受託収益	272,413	446,804	△ 174,391	
共催事業管理収益	20,418,000	12,345,000	8,073,000	
その他収益	4,134,473	2,088,111	2,046,362	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,154,285,940	1,218,084,273	△ 63,798,333	
受取地方公共団体補助金	26,002,000	26,002,000	0	
受取民間助成金	0	30,000	△ 30,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	17,772,200	16,837,950	934,250	
⑧ 雑収益				
受取利息	1,081,903	326,584	755,319	
雑収益	5,439,416	5,566,207	△ 126,791	
運営協力金等収益	2,317,302	2,267,769	49,533	
経常収益計	1,343,023,714	1,390,656,378	△ 47,632,664	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	388,032,354	413,724,828	△ 25,692,474	
臨時雇賃金	58,108,155	49,241,875	8,866,280	
福利厚生費	74,805,794	79,074,939	△ 4,269,145	
旅費交通費	820,243	474,310	345,933	
通信運搬費	6,519,399	7,899,297	△ 1,379,898	
減価償却費	5,959,357	4,483,567	1,475,790	
地方公共団体帰属備品等購入費	56,018	627,422	△ 571,404	
消耗什器備品費	0	206,142	△ 206,142	
消耗品費	14,723,592	16,544,133	△ 1,820,541	
修繕費	8,948,262	8,565,812	382,450	
印刷製本費	7,304,026	7,331,205	△ 27,179	
燃料費	827,217	992,740	△ 165,523	
光熱水料費	270,116,516	281,389,028	△ 11,272,512	
賃借料	17,453,066	18,119,811	△ 666,745	
保険料	6,617,236	5,319,837	1,297,399	
諸謝金	33,497,765	29,505,509	3,992,256	
租税公課	55,466,742	59,694,110	△ 4,227,368	
支払負担金	695,213	810,260	△ 115,047	
支払助成金	41,932,239	40,296,962	1,635,277	
委託費	284,682,798	295,712,442	△ 11,029,644	
会議費	90,500	3,000	87,500	
支払手数料	3,764,111	4,801,318	△ 1,037,207	
広告宣伝費	1,679,000	1,253,500	425,500	
仕入	1,542,215	1,175,887	366,328	
交際費	75,500	61,500	14,000	
原材料費	1,066,670	1,294,150	△ 227,480	
医薬材料費	1,399,500	1,286,450	113,050	
雑費	13,524	610,480	△ 596,956	
② 管理費				
役員報酬	2,570,880	2,616,180	△ 45,300	
給料手当	33,882,921	47,486,376	△ 13,603,455	
福利厚生費	6,144,868	9,076,618	△ 2,931,750	
研修費	44,000	129,300	△ 85,300	
旅費交通費	9,060	7,180	1,880	
通信運搬費	388,371	387,231	1,140	
減価償却費	89,647	134,404	△ 44,757	
消耗品費	307,202	327,702	△ 20,500	
修繕費	0	133,100	△ 133,100	
印刷製本費	5,270	0	5,270	
燃料費	26,000	27,000	△ 1,000	
賃借料	3,067,680	3,046,010	21,670	
保険料	186,770	3,200	183,570	
諸謝金	393,000	1,402,500	△ 1,009,500	
租税公課	114,338	79,444	34,894	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
支払負担金	231,498	219,781	11,717	
委託費	3,998,500	2,920,500	1,078,000	
支払手数料	181,100	174,319	6,781	
広告宣伝費	135,300	906,400	△ 771,100	
雑費	0	20	△ 20	
経常費用計	1,337,973,417	1,399,577,779	△ 61,604,362	
評価損益等調整前当期経常増減額	5,050,297	△ 8,921,401	13,971,698	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	5,050,297	△ 8,921,401	13,971,698	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0	11,461,935	△ 11,461,935	
経常外収益計	0	11,461,935	△ 11,461,935	
(2) 経常外費用				
① 固定資産除去損				
車両運搬具除去損	0	1	△ 1	
② 特別退職金				
特別退職金	0	11,461,935	△ 11,461,935	
③ 雑損失				
雑損失	109,297	6,302,408	△ 6,193,111	
経常外費用計	109,297	17,764,344	△ 17,655,047	
当期経常外増減額	△ 109,297	△ 6,302,409	6,193,112	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	4,941,000	△ 15,223,810	20,164,810	
税引前当期一般正味財産増減額	4,941,000	△ 15,223,810	20,164,810	
法人税、住民税及び事業税	71,000	10,831,000	△ 10,760,000	
当期一般正味財産増減額	4,870,000	△ 26,054,810	30,924,810	
一般正味財産期首残高	295,170,195	321,225,005	△ 26,054,810	
一般正味財産期末残高	300,040,195	295,170,195	4,870,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	386,043,812	381,173,812	4,870,000	

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 3 1 日 現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産	現金預金	236,890,979
	現金	4,616,675
	当座預金	2,000
	ゆうちょ銀行	2,000
	普通預金	232,272,304
	南都銀行	231,979,327
	近畿労働金庫	232,923
	奈良県農業協同組合	60,054
	未収金	12,288,472
	前払金	1,471,170
	商品	3,064,269
	貯蔵品	1,188,454
	流動資産合計	254,903,344
2. 固定資産		
基本財産	普通預金	40,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	定期預金	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産	財政変動準備積立金	132,000,000
	減価償却引当預金	2,738,791
	書道芸術振興積立金	37,416,990
	永年在会給付事業積立預金	4,350,742
	運営基金積立準備預金	5,803,291
	共済事業引当預金	50,523
	記念事業費積立預金	5,484,983
その他固定資産	車両運搬具	1
	什器備品	312,212
	リース資産	18,775,680
	預託金	9,140
	固定資産合計	256,942,353
	資産合計	511,845,697
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	82,477,148
	前受金	1,488,730
	預り金	23,060,327
	リース債務	5,608,680
	流動負債合計	112,634,885
2. 固定負債	リース債務	13,167,000
	固定負債合計	13,167,000
	負債合計	125,801,885
	正味財産	386,043,812

役 員

(令和8年3月31日現在)

理事（理事長）	西 谷 忠 雄	（常 勤）
理事（副理事長）	松 山 隆	（非常勤）
理 事	天 野 明	（非常勤）
理 事	金 春 康 之	（非常勤）
理 事	高 木 厚 人	（非常勤）
理 事	福 田 啓 子	（非常勤）
理 事	森 本 哲 次	（非常勤）
理 事	杉 山 晴 治	（常 勤）
監 事	岡 本 善 英	（非常勤）
監 事	今 中 正 徳	（非常勤）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第11号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和8年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第11号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
4. 衛生費	3. 清掃費	清掃施設整備事業	千円 7,610	千円 73,969

1.一般会計

(1) 繰越明許費

1. 変更分

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			計上予算額	繰越予算額	計上予算額	繰越予算額
4. 衛生費	3. 清掃費	清掃施設整備事業	2,186,320	7,610	2,186,320	73,969

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年12月17日午後7時30分頃、奈良市神殿町地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 13,926円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年4月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年12月30日午後2時頃、奈良市藤ノ木台二丁目地内において発生した、市道上の舗装の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のサイドスカートが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 46,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年4月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年1月6日午前11時55分頃、奈良市三碓五丁目地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の軽自動車の燃料タンクが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 142,131円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年4月16日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年2月9日午前11時20分頃、奈良市あやめ池南五丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の原動機付自転車に接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 88,180円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年4月27日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年3月10日午前4時頃、奈良市杏町地内において発生した、市道を走行していた相手方の普通自動車が行中視認困難な水路に脱輪し、車体が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 139,612円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年5月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年8月1日午後1時16分頃、大和郡山市横田町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 508,075円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市税条例の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和8年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第88条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第88条の7第1項の申告書、」を削る。

第19条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「（という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第88条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第88条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第88条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第88条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第88条の4から第88条の9までを削る。

第89条から第91条まで（見出しを含む。）及び第93条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第4項中「第88条第3項ただし書」を「第88条第2項ただし書」に改める。

第95条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第98条第2項中「第88条第3項ただし書」を「第88条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の5第1項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第21条を次のように改める。

第21条 削除

附則第21条の2から第21条の5までを削る。

附則第22条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第23条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第23条の2第3項第2号、第24条第3項第2号及び第25条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項

」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第28条第5項第2号、第28条の2第2項第2号及び第28条の3第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第28条の3の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第28条の3の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和8年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和8年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,033,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,459,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		37,765,966 ^{千円}	560,254 ^{千円}	38,326,220 ^{千円}
	4. 国庫交付金	8,764,578	560,254	9,324,832
19. 繰入金		4,794,942	448,198	5,243,140
	2. 基金繰入金	4,514,468	448,198	4,962,666
20. 繰越金		-	25,455	25,455
	1. 繰越金	-	25,455	25,455
歳入合計		193,425,597	1,033,907	194,459,504

(注) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		687,749 ^{千円}	6,447 ^{千円}	694,196 ^{千円}
	1. 議会費	687,749	6,447	694,196
2. 総務費		20,474,612	187,078	20,661,690
	2. 企画費	3,540,885	187,078	3,727,963
3. 民生費		82,725,115	630	82,725,745
	2. 児童福祉費	30,268,719	630	30,269,349
7. 商工費		1,114,898	818,000	1,932,898
	1. 商工費	1,114,898	818,000	1,932,898
8. 観光費		1,275,926	9,452	1,285,378
	1. 観光費	1,275,926	9,452	1,285,378

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 教育費		20,662,598 ^{千円}	12,300 ^{千円}	20,674,898 ^{千円}
	1. 教育総務費	4,269,030	12,300	4,281,330
歳出合計		193,425,597	1,033,907	194,459,504

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		37,765,966	560,254	38,326,220
19 繰入金		4,794,942	448,198	5,243,140
20 繰越金		—	25,455	25,455
	歳 入 合 計	193,425,597	1,033,907	194,459,504

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 議会費	687,749	6,447	694,196			6,447
2 総務費	20,474,612	187,078	20,661,690	100,000		87,078
3 民生費	82,725,115	630	82,725,745			630
7 商工費	1,114,898	818,000	1,932,898	450,802		367,198
8 観光費	1,275,926	9,452	1,285,378	9,452		—
11 教育費	20,662,598	12,300	20,674,898			12,300
歳 出 合 計	193,425,597	1,033,907	194,459,504	560,254		473,653
				一般財源内訳 { 繰入金 448,198 繰越金 25,455 }		

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	899,331	550,802	1,450,133	1 一般管理費国庫交付金	550,802	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
7 観光費国庫交付金	—	9,452	9,452	1 観光施設整備事業費交付金	9,452	定住促進・交流対策型地域資源活用価値創出整備事業費交付金	
計	8,764,578	560,254	9,324,832				

第15款 国庫支出金

第19款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,478,097	448,198	1,926,295	1 財政調整基金繰入金	448,198	財政調整基金繰入金
計	4,514,468	448,198	4,962,666			

第19款 繰入金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	25,455	25,455	1 繰越金	25,455	歳計剰余繰越金	
計	—	25,455	25,455				

第20款 繰越金

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	687,749	6,447	694,196	一般財源 6,447	3 職員手当等	6,447	職員給与費等
計	687,749	6,447	694,196	特定財源 一般財源 6,447			

第1款 議会費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 企画総務費	1,086,129	6,078	1,092,207	一般財源 6,078	1 報酬 60	8 旅費 18	企画調整事務経費
3 環境対策費	287,140	181,000	468,140	特定財源 (内訳) 国庫支出金 100,000 一般財源 81,000	10 需用費 300	11 役務費 200	地球温暖化対策経費
					12 委託料 500	18 負担金補助及 び交付金 180,000	
計	3,540,885	187,078	3,727,963	特定財源 100,000 一般財源 87,078			

第2款 総務費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,797,250	630	2,797,880	一般財源 630	1	報酬 630	児童福祉事務経費
計	30,268,719	630	30,269,349	特定財源 0 一般財源 630			

第3款 民生費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	121,575	818,000	939,575	450,802 特定財源 (内訳) 国庫支出金 450,802 一般財源 367,198	12 委託料	818,000	プレミアム付商品券発行事業経費
計	1,114,898	818,000	1,932,898	特定財源 450,802 一般財源 367,198			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 観光施設整備 事業費	274,000	9,452	283,452	9,452 特定財源 (内訳) 国庫支出金 9,452	18 負担金補助及 び交付金	9,452	観光施設整備事業
計	1,275,926	9,452	1,285,378	9,452 特定財源 一般財源			

第8款 観光費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,553,154	12,300	1,565,454	一般財源 12,300	1 報酬 8,400	遠距離通学児童生徒通学対策経費 1,200	
					7 報償費 300	学校規模適正化推進経費 2,700	
					10 需用費 2,993	生徒指導推進経費 8,400	
					11 役務費 14		
					13 使用料及び賃 借料 593		
計	4,269,030	12,300	4,281,330	特定財源 一般財源 12,300			

第11款 教育費

4. 給与費明細書

区分		職員数 (人)	給与							共済費	合計	備考 (期末手当の 年間支給率)
			報酬	給料	期末手当	地域手当	通勤手当	その他 手当	計			
1. 特別職 補正後	長等	3		33,816	12,540	2,950	330	14,444	64,080	8,035	72,115	(3.40)
	議員	39	281,155		118,555				399,710	69,639	469,349	(3.50)
	その他の 特別職	54	34,176	15,828	5,870	1,427	372		57,673	3,105	60,778	(3.40)
	計	96	315,331	49,644	136,965	4,377	702	14,444	521,463	80,779	602,242	
補正前	長等	3		33,816	12,540	2,950	330	14,444	64,080	8,035	72,115	(3.40)
	議員	39	281,155		112,108				393,263	69,639	462,902	(3.30)
	その他の 特別職	54	34,176	15,828	5,870	1,427	372		57,673	3,105	60,778	(3.40)
	計	96	315,331	49,644	130,518	4,377	702	14,444	515,016	80,779	595,795	
比較	長等											
	議員			6,447					6,447		6,447	
	その他の 特別職											
	計			6,447					6,447		6,447	

(単位 千円)

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
総 務 費	プロポーザル審査委員会	10	270	13	330
民 生 費	いじめ問題再調査委員会委員	7	294	7	924
教 育 費	いじめ調査委員会委員	10	5,900	10	14,300
	合 計	2,982	138,695	2,985	147,785

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ調査委員会の委員の項及びいじめ問題再調査委員会の委員の項を次のように改める。

いじめ調査委員会の委員	30分につき11,000円とし、1日当たり88,000円を限度とする。
いじめ問題再調査委員会の委員	30分につき11,000円とし、1日当たり88,000円を限度とする。

別表備考第5項及び第6項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

いじめ調査委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員の報酬について、その職務の実態に応じた適正な水準を確保するため、報酬額の改定を行おうとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第29条の3第1項」を「並びに第29条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己

と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第69条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第28条の3第1項」を「、附則第28条の2の3第1項又は附則第28条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第6項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第7項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第26条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第28条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第35条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条第1項ただし書、第29条の2第1項第2号及び第5項並びに第29条の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第69条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則26条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第28条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の奈良市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例附則第7条の4の規定は、同号

に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第26条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う奈良市税条例附則第26条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第28条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、医療費控除に係る特例措置の期限の見直し、特定暗号資産に係る譲渡所得の課税方式の変更、固定資産税に係る家屋及び償却資産の免税点の引上げ、太陽光発電設備の特例措置の見直し等所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市都市公園条例の一部改正について

奈良市都市公園条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例

奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

- 6 都市公園に令第6条第6項の公募対象公園施設である建築物を設ける場合においては、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第2章中第3条の前に次の2条を加える。

（指定管理者）

第2条の5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、都市公園（別表第1に掲げる都市公園に限る。以下この条及び次条において同じ。）の管理に関する次に掲げる業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 都市公園及び公園施設の維持管理に関すること。
- (2) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、都市公園を管理しなければならない。

（公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者選定委員会）

第2条の6 都市公園における次に掲げる事項を調査審議させるため、奈良市公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

- (1) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること。

- (2) 法第5条の4第3項の規定による選定に関する事。
- (3) 都市公園（公募対象公園施設を除く。）の指定管理者の選定に関する事。
- (4) その他公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者の選定を行うに当たつて必要であると市長が認める事項

2 公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者の選定の手続等については、法で別に定める場合を除き、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）の規定（第5条を除く。）の例による。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第2条の5関係）

名 称	住 所
中登美ヶ丘近隣公園	奈良市中登美ヶ丘三丁目6番

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公園の魅力の向上及び持続可能な管理運営体制の構築を図るため、公募設置管理制度及び指定管理者制度を導入することから、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並

びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の改定及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する

。

第2条の表小学校の部奈良市立鼓阪小学校の項を削り、同部奈良市立佐保小学校の項中「奈良市立佐保小学校」を「奈良市立若草小学校」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校規模適正化を推進するため、鼓阪小学校及び佐保小学校を統合し、佐保小学校の敷地内に新たな小学校を開校しようとするものである。

財産の取得について

循環型社会形成推進事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
生ごみ処理機（バイオ式）	産業用機械類	2 台

2. 契約金額 48,999,995円

3. 契約の相手方 兵庫県神崎郡市川町甘地166番地3
株式会社アミューズ24
代表取締役 安積 希真

財産の処分について

次に掲げる土地を処分するものとする。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物件の表示

所在地	地目	公簿面積 (㎡)
奈良市平松五丁目643番1	雑種地	3,479
奈良市平松五丁目642番1	溜池	2,956
奈良市平松五丁目642番2	堤塘	801
合計		7,236

2. 譲渡価格 144,098,000円

3. 契約の相手方 大阪府枚方市東田宮一丁目1番11号
株式会社パシオン
代表取締役 源本 将人

位置図



住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

令和8年6月8日提出

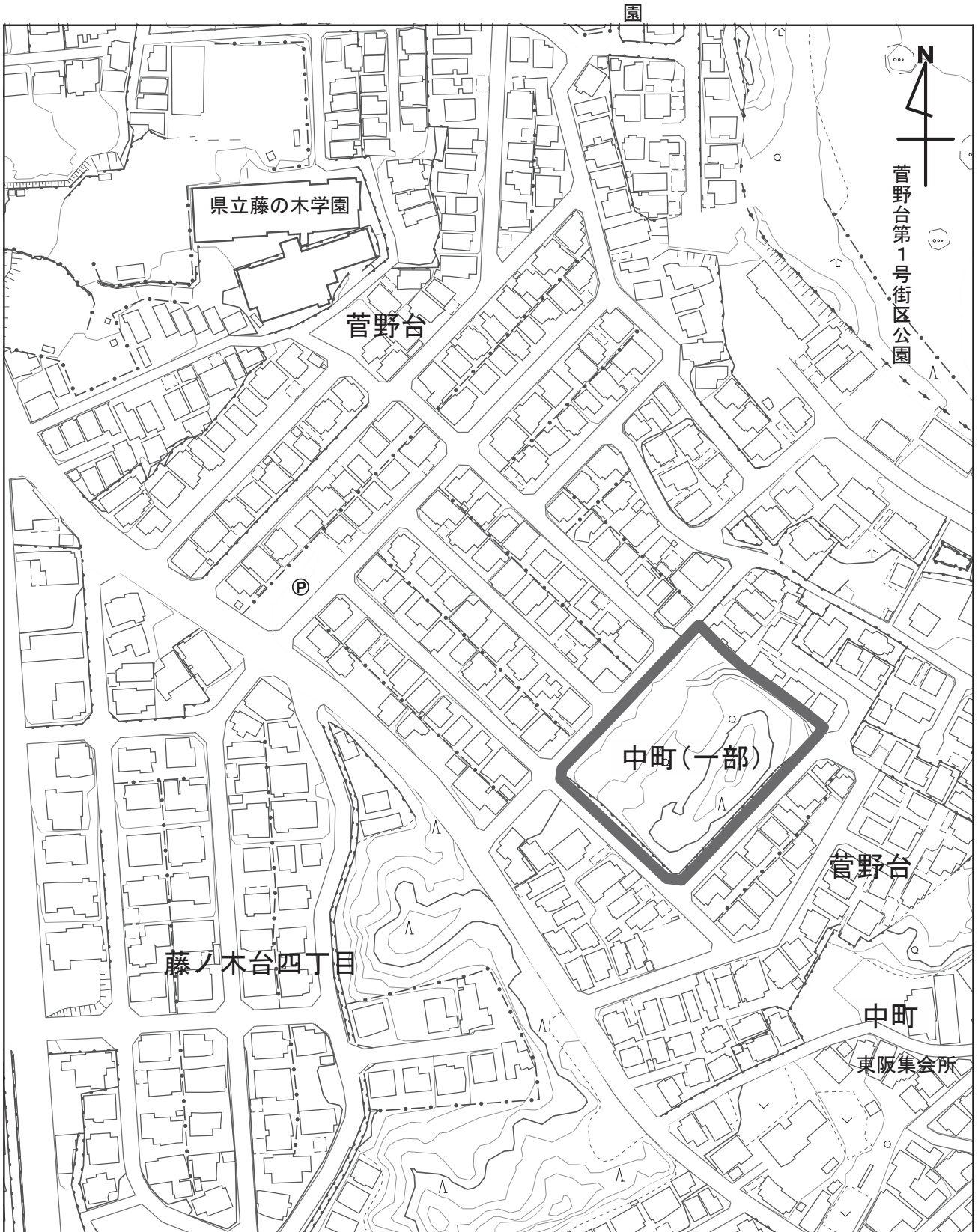
奈良市長 仲川元庸


ケアハウス

害者支援施設
菅原園

加護施設
宮寮

別図



藤ノ木台	
凡例	
	住居表示実施区域

100m

中町第七
街区公園

履 歴 書

氏 名 柳 澤 保 徳
生年月日 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]
[REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 木 村 好 成

生年月日

[REDACTED]

現住所

[REDACTED]

学 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

職 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者

履 歴 書

氏 名 面 浦 博 文

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者

履 歴 書

氏 名 植 原 満 晴
生年月日 ■■■■■■■■■■
現住所 ■■■■■■■■■■

学 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

職 歴

■■■■■■■■■■ ■■■

農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者

農業委員会の委員の任命について

農業委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 ■■■■■■

氏 名 まえ だ しん いち
前 田 伸 一

■■■■■

履 歴 書

氏 名 前 田 伸 一
生年月日 ■■■■■■■■■■
現住所 ■■■■■■■■■■

学 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

職 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■

農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者

農業委員会の委員の任命について

農業委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 ■■■■■■■■■■

氏名 にし だ のり ひろ
西 田 徳 博

■■■■■■■■■■

履 歴 書

氏 名 西 田 徳 博
生年月日 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者

履 歴 書

氏 名 小 松 紗 智

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

農業委員会等に関する法律第8条第6項に掲げる者

履 歴 書

氏 名 大 木 博

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 川 崎 勝 則
生年月日 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 大 谷 准 造
生年月日 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 奥 本 敏 彦
生年月日 ■■■■■■■■■■
現住所 ■■■■■■■■■■

学 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

職 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ ■■■

履 歴 書

氏 名 喜 多 寛 三
生年月日 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 木 下 博 美

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 熊 木 才 雄

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]

農業委員会の委員の任命について

農業委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

なか つじ しげ のり
中 辻 茂 徳



履 歴 書

氏 名 中 辻 茂 徳
生年月日 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

農業委員会の委員の任命について

農業委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

奈良市長 仲川元庸

住所



氏名

まえ がわ ゆき ひろ
前 川 幸 博



履 歴 書

氏 名 前 川 幸 博
生年月日 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

